

今度は会議室の便宜供与で協約を一方的に解釈！

他職場の組合員は社員でも部外者？！

職場内集会の参加制限をやめろ！

大阪の4車両所分会は「鳥飼基地の井戸掘削問題」について、12月26日に職場内集会を開催するため、大阪仕業検査車両所分会が会社に対して会議室の便宜供与を事前に申請しました。

この集会には4車両所分会の組合員の他、それ以外の職場の地本役員5名を参加予定者として申請したところ、会社は「鳥飼基地従事者以外は2名まで」としました。

組合による会社施設の一時的利用は、基本協約第226条に定められていますが、ここには参加者に関する制限は定められていません。

本部は12月19日、この問題について口頭で申し入れを行い、会社は関西支社に事実関係等について確認するとしたため、24日に再度幹事間折衝を行いました。

会社は事実関係を認め、「状況が各職場で異なっているため、現場で適宜判断し便宜供与を許可している。今回のケースの状況でいえば、申請のあった12月26日は年末年始の最繁忙期といえる時期であり、日勤後のため管理者が少ない時間であることから、便宜供与はするが管理できる人数として2名程度とした。しかし、組合幹事から話があったので、今回は1名プラスして3名とした」と回答しました。

しかし、これは協約を一方的に解釈し、協約で定められていない参加者制限を勝手につくり、組合に押しつけていることに他なりません。ましてや2名しか認めなかったものを3名にしたから良いというものではありません。協約には便宜供与にあたって人数を制限する定めなどないのです。また会社は、どの組合も同じ取扱いであると言いつつ、ある地方では他労組の職場内集会に大勢の他職場の組合員が参加しています。参加者からは「他職場の組合員の制限など聞いたことがない」との声も聞こえています。いくら「状況が各職場で異なる」といっても、会社の説明は信じられません。

本部は、会社による一方的な協約の解釈を許さず、あくまで協約に則った便宜供与を行うよう求めましたが、会社の態度は変わらないため対立を確認しました。

**会社「どの組合も同じ取扱いである?!」
他労組組合員「参加制限など聞いたことがない!」
差別をなくすためにも協約に則った便宜供与をせよ!**